

# 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容

## 概要

平成14年4月24日に公布された「自然公園法の一部を改正する法律」（平成14年法律28号）においては、**特別地域内の要許可行為の拡充、利用調整地区制度の創設、風景地保護協定制度の創設、公園管理団体制度の創設等の制度改正**が行われました。環境省では、この改正を受け、自然公園法施行規則の一部を改正し、新規追加された要許可行為に関する許可基準・不要許可行為、立入りを制限する指定区域の指定、利用調整地区の設定方法・不要認定行為、立入認定の基準、風景地保護協定の基準、公園管理団体の指定基準等を定め、平成15年4月1日より施行することとしています。

この度、環境省では、「自然公園法施行規則を改正する内容（案）」を取りまとめ、これを公表して広く国民の皆様から御意見を募集することとしました。

## 目次

### 1. 特別地域内等の要許可行為の拡充関連

- (1) 新しく追加された要許可行為に関する許可基準の設定
- (2) 要許可行為に関する許可基準の設定の変更
- (3) 要許可行為に必要な指定区域の指定に係る土地所有者等との協議
- (4) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為
- (5) 特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為

### 2. 利用調整地区の創設関連

- (1) 土地所有者等との協議
- (2) 利用調整地区における認定等を要しない行為
- (3) 利用調整地区への立入り認定の基準
- (4) 立入りの認定の申請
- (5) 立入認定証の記載事項
- (6) 立入認定証の再交付
- (7) 指定認定機関の指定の申請等
- (8) 認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等
- (9) 事業計画等の認可の申請等
- (10) 認定関係事務の休廃止の許可の申請
- (11) 認定関係事務の引継ぎ等
- (12) 認定等に関する手数料の納付

### 3．風景地保護協定制度の創設関連

- ( 1 ) 風景地保護協定の基準
- ( 2 ) 風景地保護協定の公告
- ( 3 ) 風景地保護協定の締結の公告

### 4．公園管理団体制度の創設関連

- ( 1 ) 公園管理団体の指定基準

### 5．施行期日

## 1．特別地域内等の要許可行為の拡充関連

今回の法改正に伴い、自然公園における **特別地域内等の要許可行為の拡充** がなされました。その内容は、「屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること」、「山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること」、「湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。」の3点になります。これらの新しく追加された項目について、申請が上げられた際に審査するための基準や、指定区域の指定、関連する許可が不要な行為について定めることとなっており、以下のとおりとします。

### **( 1 ) 新しく追加された要許可行為に関する許可基準の設定**

特別地域で行われる法第 13 条第 3 項第 7 号( **屋外において土石その他の環境大臣が指定する物<sup>\*1</sup>を集積し、又は貯蔵すること** ) に掲げる行為について、許可基準を以下のとおりとします。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りではないものとします。

- 一 第 1 種特別地域又は第 2 種特別地域若しくは第 3 種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

- 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
- 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- 十 支障木の伐採が僅少であること。
- 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているもの。

特別地域で行われる法第13条第3項第10号(高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること)及び11号(山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下「指定動物」という。))を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること)に掲げる行為について、許可基準を以下のとおりとします。( \* 下線部は追加修正)

- 一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、在来の動植物の保存その他当該特別地域における在来の風致の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

特別地域で行われる法第13条第3項第13号(湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内(以下「指定区域」という。)へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。)に掲げる行為並びに特別保護地区で行われる法第14条第3項第1号に掲げる行為(法第13条第3項第13号に掲げる行為に限る。)に掲げる行為について、許可基準を以下のとおりとします。

- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに該当するものであること。
  - イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
  - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること
- 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

## (2) 要許可行為に関する許可基準の設定の変更

特別地域、特別保護地区及び海中公園地区で行われる法第13条第3項第1号、第14条第3項第1号、第24条第3項第1号(工作物(仮設の建築物に限る。))を新築し、改築し、又は増築すること)及び特別地域で行われる法第13条第3項第3号(鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(露天掘りによるものに限る))の許可基準について、その跡地の整理に関する計画等が必ず定められているものであることを明示するため、許可基準を以下のとおり修正します。( \* 下線部を修正)

### 仮設の建築物関係

(変更前)

- ・ 当該建築物の撤去若しくは掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(変更後)

- ・ 当該建築物の撤去若しくは掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされ

ているものであること。

#### 露天掘りの土石の採取等関係

(変更前)

- ・ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(変更後)

- ・ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

特別地域及び特別保護地区で行われる法第13条第3項第9号(土地を開墾しその他土地の形状を変更すること)に掲げる行為で、棚田などの風致景観の構成要素となるものについては、許可できる行為とする必要があるため、許可基準を以下のとおり修正・追加します。( \* 下線部を修正・追加)

(変更前)

- 一 集団的に建築物を建築する敷地を造成するためその土地を階段状に造成するために行われるものでないこと。

(変更後)

- 一 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
- 二 土地を階段状に造成するために行われるものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要とみとめられるものについては、この限りでない。

特別保護地区及び海中公園地区で行われる法第14条第3項第2号(木竹を損傷すること)、第7号(木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること)、第8号(動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること)及び法第24条第3項第2号(指定動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること)に掲げる行為について、移入種の除去を許可できる行為とするため、許可基準を以下のとおりとします。( \*

下線部のみ追加修正)

#### 特別保護地区関係

- ・ 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別保護地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、在来の動植物の保存その他当該特別保護地区における在来の景観の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別保護地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

#### 海中公園地区関係

- ・ 捕獲し若しくは殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申請に係る海中公園地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、在来の動植物の保存その他当該海中公園地区における在来の景観の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海中公園地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

### (3) 要許可行為の必要な指定区域の指定に係る土地所有者等との協議

法第13条第3項第13号(湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。)及び第14条第3項第1号(法第13条第3項第13号に係る部分に限る。)の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権等(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議することを規定します。

### (4) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為

今回改正に伴い追加された規制項目において、許可又は届出をしなくてもよい行為について、以下のとおり追加します。

**屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵することに関する許可等不要行為**

- 一 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 二 耕作の事業に伴い通常発生する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 四 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 五 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 六 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 七 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 十 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役行為を行うために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

**指定動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷することに関する許可等不要行為**

- 一 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 二 国立公園において鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第12条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三 国定公園において鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項の規定による都道府県知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

**指定区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ることに関する許可等不要行為**

- 一 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。
- 二 森林の保護管理のために立ち入ること。
- 三 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
- 四 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
- 五 河川法第3条第1項に規定する河川の指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。
- 六 砂防法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- 七 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- 八 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- 十 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- 十一 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- 十二 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。
- 十三 法第13条第3項第13号又は第14条第3項第1号（法第13条第3項第13号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。



十四 法第13条第3項第13号又は第14条第3項第1号（法第13条第3項第13号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域の隣接地において、法第13条第3項若しくは第14条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第13条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

十五 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

十六 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

#### **（5）特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為**

今回の法改正に伴い追加された規制項目において、許可又は届出をしなくても良い行為について、以下のとおり追加します。

#### **指定区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ることに関する許可等不要行為**

- 一 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。
- 二 森林の保護管理のために立ち入ること。
- 三 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
- 四 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
- 五 河川法第3条第1項に規定する河川の指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。
- 六 砂防法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- 七 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- 八 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- 十 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- 十一 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- 十二 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。
- 十三 法第13条第3項第13号又は第14条第3項第1号（法第13条第3項第13号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- 十四 法第13条第3項第13号又は第14条第3項第1号（法第13条第3項第13号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域の隣接地において、法第13条第3項若しくは第14条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第13条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- 十五 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- 十六 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

## **2. 利用調整地区の創設関連**

今回の法改正に伴い、**利用調整地区制度の創設**がなされました。これは、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るために設けられたもので、利用者の立入りを調整するものです。施行規則では、指定の際の土地所有者等との協議、立入認定の基準、認定を要しない行為や申請方法等について以下のとおりとします。

### **(1) 土地所有者等との協議**

- ・利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議することを規定します。

### **(2) 利用調整地区への立入り認定の基準**

利用調整地区へ立ち入ろうとするときは、認定を受けなければなりません。その審査のための基準を、風致又は景観の維持とその適正な利用

- に支障を及ぼすおそれがないものとして、以下のとおりとします。
- 一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が、利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
  - 二 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が、利用調整地区ごとに定める日数又は時間の範囲内であること。
  - 三 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのある以下の行為を行うものでないこと。
    - イ 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むものでないこと。
    - ロ 野生動物に餌を与えるものでないこと。
    - ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うものでないこと。
    - ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置するものでないこと。
    - ホ 球技その他これに類する野外スポーツをするものでないこと。
    - ヘ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発するものでないこと。
  - 四 利用調整地区内においては、風致又は景観の維持のため、利用のための施設の整備を必要最小限としていることにかんがみ、利用者自身の責任において、事故を起こさないよう特に注意して立ち入るものであること。
  - 五 国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により、利用調整地区における注意事項を十分理解して立ち入るものであること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

### (3) 利用調整地区における認定等を要しない行為

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うもので利用調整地区における認定等が不要な行為を以下のとおりとします。

- 一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの
  - イ 第12条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第14号、第15号、第24号、第26号、第26号の2、第27号の3、第27号の4、第29号の18、第29号の27及び第30号に掲げる行為
  - ロ 農林漁業を営むために行う第12条第1号、第4号、第5号、第19号及び第27号の2に掲げる行為
- 二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの
  - イ 第13条第1号（第12条第26号、第27号の3及び第27号の4に係る部分に限る。）に掲げる行為
  - ロ 農林漁業を営むために行う第13条第1号（第12条第27号の2に係る部分に限る。）及び第5号に掲げる行為
- 三 農業を営むために通常行われる行為
- 四 森林の保護管理のために行われる行為
- 五 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 六 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 七 漁業を営むために通常行われる行為
- 八 漁業取締の業務を行うこと。
- 九 河川法第3条第1項に規定する河川の指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。
- 十 砂防法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- 十一 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第

- 1 項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- 十二 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 十四 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- 十五 鉱業権を有する者が行う第 1 2 条第 1 9 号又は第 2 0 号に掲げる行為
- 十六 文化財保護法第 6 9 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- 十七 測量法第 3 条の規定による測量を行うこと。
- 十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- 十九 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- 二十 利用調整地区の隣接地において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- 二十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- 二十二 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- 二十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為

#### **( 4 ) 立入りの認定の申請**

利用調整地区への立入りのための認定の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとします。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 立ち入ろうとする地区名
- 三 立ち入ろうとする期間
- 四 立入りの目的
- 五 立入りの方法
- 六 その他必要な事項

#### (5) 立入認定証の記載事項

利用調整地区への立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- 一 利用調整地区の名称
- 二 立入認定証の有効期間
- 三 立入認定証を受けた者の氏名
- 四 その他必要な事項

#### (6) 立入認定証の再交付

利用調整地区への立入認定証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとします。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 認定を受けた地区名
- 三 立入認定証の番号及び交付年月日
- 四 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

#### (7) 指定認定機関の指定の申請等

認定関係事務を行おうとする指定認定機関の指定の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとします。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- 四 認定関係事務を開始しようとする年月日

申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならないこととします。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 事業主又は役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 申請者が法第十七条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

**( 8 ) 認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等**

1 指定認定機関は、認定関係事務の実施に関する規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこととします。

2 指定認定機関は、認定関係事務の実施に関する規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこととします。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

**( 9 ) 事業計画等の認可の申請等**

1 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこととします。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこととします。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

**( 10 ) 認定関係事務の休廃止の許可の申請**

指定認定機関は、認定関係事務の休廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこととします。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

### ( 1 1 ) 認定関係事務の引継ぎ等

指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事が法第十九条第五項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、認定関係事務の休廃止の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が指定を取り消した場合には、次の各号に掲げる事項を行わなければならないこととします。

- 一 認定関係事務を環境大臣又は都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 認定関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣又は都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他環境大臣又は都道府県知事が必要と認める事項

### ( 1 2 ) 認定等に関する手数料の納付

- 1 立入認定証を交付する手数料については、国に納付する場合にあつては申請書に、当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることに  
より、指定認定機関に納付する場合にあつては認定関係事務の実施に  
関する規程で定めるところにより納付しなければならない。
- 2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

## 3 . 風景地保護協定制度の創設関連

利用調整地区と同様に、今回 **風景地保護協定制度の創設**がなされました。これは、環境大臣若しくは地方公共団体又は公園管理団体が、土地の所有者等と風景地保護協定を締結して自然の風景地の管理を行うことができることとなっています。施行規則では、風景地保護協定の基準等について、以下のとおりとします。

### ( 1 ) 風景地保護協定の基準

風景地保護協定の内容の基準は、次に掲げるものとします。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。



- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

## **(2) 風景地保護協定の公告**

環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするときは、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で公示を行うものとします。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

## **(3) 風景地保護協定の締結の公告**

風景地保護協定を締結し、認可したときには、上記と同様な方法により公告を行うものとします。

#### **4 . 公園管理団体制度の創設関連**

公園の管理の充実を図るため、**公園管理団体制度の創設**がなされました。これは、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を公園管理団体として指定ができることとなっています。施行規則では、公園管理団体の指定基準について以下のとおりとします。

##### **( 1 ) 公園管理団体の指定基準**

公園管理団体の指定は、次の各号の基準に適合していると認められるものについて行うものとします。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体であること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第 3 8 条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他法第 3 8 条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としない団体であることその他法第 3 8 条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

#### **5 . 施行期日**

この省令の施行の日は、改正自然公園法の施行の日（平成 1 5 年 4 月 1 日）とします。

- \* 1 現在の予定では、「土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第二条に規定する廃棄物）及び再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源）」が指定される予定。